

高額介護合算療養費のお知らせ

▶医療と介護の両方を利用している世帯の方へ

医療（国民健康保険または後期高齢者医療制度）と介護（介護保険）の両方のサービスを利用して自己負担がある世帯は、1年間（8月～翌年7月）に支払った合計額が自己負担限度額を超えた場合、申請により、その超えた額が支給されます。

対象となる方には、3月～4月頃に申請のお知らせを送ります。

▼1年間の自己負担限度額（8月～翌年7月）

要件	所得区分	自己負担限度額
①70歳以上の国民健康保険加入者、 全ての後期高齢者医療制度加入者	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上690万円未満	141万円
	課税所得145万円以上380万円未満	67万円
	課税所得145万円未満	56万円
	住民税非課税世帯（区分Ⅱ）※1	31万円
	住民税非課税世帯（区分Ⅰ）※2	19万円
②70歳未満の国民健康保険加入者	所得901万円超	212万円
	所得600万円超901万円以下	141万円
	所得210万円超600万円以下	67万円
	所得210万円以下	60万円
	住民税非課税世帯	34万円

※1 同一世帯の世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方

※2 同一世帯の世帯全員が住民税非課税、かつ、世帯全員の各所得が0円（年金所得は控除額80万円として計算し、給与所得がある場合は給与所得から10万円控除）の方

～ご注意ください～

- ・①の課税所得とは、住民税における課税所得です
- ・②の所得とは、同一世帯の国民健康保険加入者それぞれの総所得金額などから基礎控除額（43万円）を差し引いた金額を世帯で合算したものです
- ・医療保険と介護保険のいずれかが自己負担額0円の場合は、対象となりません。
- ・支給額が500円以下の場合には支給されません。

問い合わせ

国民健康保険グループ

(☎☎1771)

年金・長寿医療グループ

(☎☎2137)

北海道後期高齢者医療広域連合

(☎011-290-5601)

市LINEにご登録ください

受け取りたい分野の情報だけを受け取ることができる機能や、お住まいの地区を登録するとごみの日の前日にお知らせを受け取ることができる機能など便利な機能が盛りだくさん。

まだお友だち登録が済んでいない方は、ぜひ市のアカウントとお友だち登録をお願いします。



◀お友だち登録はこちらから

問い合わせ

秘書広報グループ (☎☎6586)



▲登別市LINEのメニュー

【受信設定】をタップすると、受信設定画面に移行します。案内に従い、必要事項を選択。最後に【回答】をタップすると登録が完了し、受け取りたい情報だけを受け取ることができます。